

**平成 2 1 年七戸町議会第 1 回定例会
会議録（第 5 号）**

平成 2 1 年 3 月 1 3 日（金） 午前 1 0 時 0 0 分 開議

○議事日程

- | | | |
|---------|-----------|---|
| 日程第 1 | 議案第 2 1 号 | 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 2 | 議案第 2 2 号 | 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 3 | 議案第 2 3 号 | 七戸町監査委員条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 4 | 議案第 2 4 号 | 七戸町地域福祉交流センター条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 5 | 議案第 2 5 号 | 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 6 | 議案第 2 6 号 | 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 7 | 議案第 2 7 号 | 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 8 | 議案第 2 8 号 | 七戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 9 | 議案第 2 9 号 | 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について |
| 日程第 1 0 | 議案第 3 0 号 | 七戸町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について |
| 日程第 1 1 | 議案第 3 1 号 | 七戸町公の施設における指定管理者の指定について |
| 日程第 1 2 | 議案第 3 2 号 | 町道路線の廃止について |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 3 号 | 町道路線の認定について |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 4 号 | 城北保育所での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて |
| 日程第 1 5 | 議案第 2 号 | 平成 2 0 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 5 号） |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 号 | 平成 2 0 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 1 7 | 議案第 4 号 | 平成 2 0 年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第 3 号） |
| 日程第 1 8 | 議案第 5 号 | 平成 2 0 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号） |
| 日程第 1 9 | 議案第 6 号 | 平成 2 0 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 4 号） |
| 日程第 2 0 | 議案第 7 号 | 平成 2 0 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号） |
| 日程第 2 1 | 議案第 8 号 | 平成 2 0 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 |

4号)

日程第22 議案第9号 平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算
(第3号)

日程第23 議案第10号 平成20年度七戸町水道事業会計補正予算(第2号)

日程第24 予算審査特別委員会審査報告

議案第11号 平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計予算
議案第12号 平成21年度七戸町国民健康保険特別会計予算
議案第13号 平成21年度七戸町老人保健特別会計予算
議案第14号 平成21年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
議案第15号 平成21年度七戸町介護保険特別会計予算
議案第16号 平成21年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
議案第17号 平成21年度七戸町七戸壺園事業特別会計予算
議案第18号 平成21年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
議案第19号 平成21年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
議案第20号 平成21年度七戸町水道事業会計予算

日程第25 議案第35号 七戸町名誉町民の称号を贈ることについて

日程第26 諮問第1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第27 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第28 報告第1号 平成21年度七戸町土地開発公社予算について

日程第29 陳情第1号 国外で作製された歯科医療用補てつ物の取り扱いに関する
意見書採択を求める陳情書

日程第30 発議第1号 国外で作製された歯科医療用補てつ物の取り扱いに関する
意見書(案)

○本日の会議に付した事件

日程第1 議案第21号 七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

日程第2 議案第22号 七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に
関する条例の一部を改正する条例について

日程第3 議案第23号 七戸町監査委員条例の一部を改正する条例について

日程第4 議案第24号 七戸町地域福祉交流センター条例の一部を改正する条例に
ついて

日程第5 議案第25号 七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例について

日程第6 議案第26号 七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条
例について

日程第7 議案第27号 七戸町介護保険条例の一部を改正する条例について

日程第8 議案第28号 七戸町道路占用料等徴収条例の一部を改正する条例につい

- て
- 日程第 9 議案第 29 号 七戸町営住宅条例の一部を改正する条例について
- 日程第 10 議案第 30 号 七戸町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定について
- て
- 日程第 11 議案第 31 号 七戸町公の施設における指定管理者の指定について
- 日程第 12 議案第 32 号 町道路線の廃止について
- 日程第 13 議案第 33 号 町道路線の認定について
- 日程第 14 議案第 34 号 城北保育所での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについて
- 日程第 15 議案第 2 号 平成 20 年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第 5 号）
- 日程第 16 議案第 3 号 平成 20 年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 17 議案第 4 号 平成 20 年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 18 議案第 5 号 平成 20 年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 19 議案第 6 号 平成 20 年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 20 議案第 7 号 平成 20 年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第 1 号）
- 日程第 21 議案第 8 号 平成 20 年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第 4 号）
- 日程第 22 議案第 9 号 平成 20 年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23 議案第 10 号 平成 20 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 2 号）
- 日程第 24 予算審査特別委員会審査報告
- 議案第 11 号 平成 21 年度青森県上北郡七戸町一般会計予算
- 議案第 12 号 平成 21 年度七戸町国民健康保険特別会計予算
- 議案第 13 号 平成 21 年度七戸町老人保健特別会計予算
- 議案第 14 号 平成 21 年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算
- 議案第 15 号 平成 21 年度七戸町介護保険特別会計予算
- 議案第 16 号 平成 21 年度七戸町介護サービス事業特別会計予算
- 議案第 17 号 平成 21 年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算
- 議案第 18 号 平成 21 年度七戸町公共下水道事業特別会計予算
- 議案第 19 号 平成 21 年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算
- 議案第 20 号 平成 21 年度七戸町水道事業会計予算
- 日程第 25 議案第 35 号 七戸町名誉町民の称号を贈ることについて

- 日程第26 諮問第 1号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第27 諮問第 2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
 日程第28 報告第 1号 平成21年度七戸町土地開発公社予算について
 日程第29 陳情第 1号 国外で作製された歯科医療用補てつ物の取り扱いに関する
 意見書採択を求める陳情書
 日程第30 発議第 1号 国外で作製された歯科医療用補てつ物の取り扱いに関する
 意見書(案)

○応招議員(17名)

議長	18番	田中正樹君	副議長	17番	工藤耕一君
	1番	附田俊仁君		2番	佐々木寿夫君
	3番	瀬川左一君		4番	盛田恵津子君
	5番	田嶋弘一君		6番	田嶋輝雄君
	8番	三上正二君		9番	天間清太郎君
	10番	原子孝君		11番	川村三十三君
	12番	松本祐一君		13番	二ツ森圭吉君
	14番	田島政義君		15番	中村正彦君
	16番	白石洋君			

○欠席議員(0名)

町長	福士孝衛君	総務課長	塚尾義春君
支所長 (兼支所庶務課長)	千葉岩男君	企画財政課長	楠章君
税務課長	天間勤君	町民課長	岡村茂雄君
社会生活課長	附田繁志君	健康福祉課長	桜田明君
会計課長	小林章廣君	農林課長	森田耕一君
新幹線建設対策課長	八嶋亮君	建設課長	天間一二君
商工観光課長	米内山敬司君	上下水道課長	神山俊男君
城南児童館長	成田武泰君	道ノ上保育所長	向中野良一君
教育長	新谷勝弘君	教育委員長職務代理者	附田英輔君
学務課長	仁和民夫君	生涯学習課長	米澤秀一君
スポーツ振興課長補佐	中野昭弘君	中央公民館長	二ツ森政人君
南公民館長 (兼中央図書館長)	花松了覚君	農業委員会会長	佐藤午之助君
農業委員会事務局長	中野均君	代表監査委員	新館昭子君

選挙管理委員会委員長 松下喜一君

選挙管理委員会事務局長 岡村茂雄君

○職務のため会議に出席した事務局職員

事務局長 小林広一君

事務局次長 築田政光君

○会議録署名議員

10番 原子孝君

11番 川村三十三君

○会議を傍聴した者（3名）

○会議の経過

○開議宣告

○議長（田中正樹君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は17名で、定足数に達しております。

したがって、平成21年第1回七戸町議会定例会は成立いたしました。

議長において作成しました議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

これより、3月10日の会議に引き続き、本日の会議を開きます。

審議に入る前に、皆さんにお諮りしたいことがございます。

昨日、11番議員から、3月10日の一般質問における発言について、一部不適切な発言があった旨、議長に善処方をお願いしたい申し出がありましたので、議長においてこのことを一部不適切な部分について議事録から削除したいと思っておりますが、皆さん御同意いただけますか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 皆さんの同意を得ましたので、議事録からこの部分を削除し、このことがないことにいたします。

○10番（原子 孝君） 11番議員から、陳謝の意も含まれていたものでしょうか。お尋ねします。

○議長（田中正樹君） その方々で考え方が違うかと思いますが、私、議長自身に本人が申し出たものであり、私自身としては、考え方としては含まれているものと思っております。

これより、審議に入ります。

○日程第1 議案第21号

○議長（田中正樹君） 日程第1 議案第21号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第21号七戸町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第2 議案第22号

○議長(田中正樹君) 日程第2 議案第22号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第22号七戸町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第3 議案第23号

○議長(田中正樹君) 日程第3 議案第23号七戸町監査委員条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第23号七戸町監査委員条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第4 議案第24号

○議長(田中正樹君) 日程第4 議案第24号七戸町地域福祉交流センター条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第24号七戸町地域福祉交流センター条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第5 議案第25号

○議長(田中正樹君) 日程第5 議案第25号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番(佐々木寿男君) これは、社会保険の方にも現物給付を行うという大変すばらしいありがたい条例の改正であります。もろ手を挙げて賛成するものであります。

一つ伺います。この条例によって、どれぐらいのお金がかかるのか、そのことについて伺います。

○議長(田中正樹君) 社会生活課長。

○社会生活課長(附田繁志君) お答えいたします。

この条例改正によりまして、現物給付の事務手数料及びシステム改修の委託料というふ

うなことで、総額155万8,000円を必要とするというふうなことで、21年度予算に計上しているところでございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 2番。

○2番（佐々木寿男君） 現物給付をすると、国からのペナルティーが来て、交付金等が削られていたりしているわけですが、これはそれがありますか。

○議長（田中正樹君） 社会生活課長。

○社会生活課長（附田繁志君） お答えいたします。

この現物給付につきましては、国民健康保険の加入者は平成20年10月1日から青森県内全域で対象というふうなことでございまして、今回のこの社会保険の現物給付につきましては、七戸町独自の対応ということで、その辺については詳しく調べておりません。

以上です。

○議長（田中正樹君） あと、ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第25号七戸町乳幼児医療費給付条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第6 議案第26号

○議長（田中正樹君） 日程第6 議案第26号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第26号七戸町ひとり親家庭等医療費給付条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

○日程第7 議案第27号

○議長（田中正樹君） 日程第7 議案第27号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿男君） きこの予算委員会での質疑の中で、介護保険が約500円程度下がるということが提案されて、私も大賛成するわけですが、問題は、介護保険料が下がるのはいいのですが、そのことによってサービスが低下しないかと。例えば、介護認定の基準が厳しくなって、今まで受けていたものよりもサービスが低下する、そのようなことはないのか。

それから、これはここで言うのが適当かどうかわからないのですが、介護従事者の給料が安いために、3%の国からのお金が来るというのですが、そのことが今の引き下げと関係あるかどうか。ちょっと私もこの辺詳しくわからないのですが、教えていただきたいと思えます。

以上。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） 佐々木議員にお答えいたします。

まず、第1の質問でありますサービスの低下がないかという御質問でございますが、それに対する国からの指導はございませんので、そのまま第3期と同じ方向で考えておりますので、低下はないというふうに考えております。

次に、3%の内容でございますが、第27号で提案しております内容の1ページと2ページ目に書いておりますが、右のほうのページで、改正前、改正後という基準が書いてあります。そして、改正後のほうは3%を計算していない内容の金額でございます。

次に、前のページの附則の部分にありますけれども、ここに掲げる金額は3%の内容を検討した内容の数字でございます。若干こちらのほうが安くなっております。この金額で進めていくこととなります。この説明でよろしいでしょうか。

○2番（佐々木寿男君） 多少混乱しているから、あれです。

○健康福祉課長（桜田 明君） 今のものについては、介護従事者には関係ございません。

○2番（佐々木寿男君） 改正前、改正後、そして1ページに書いてある数字があるのですが、これでこの1ページに書いてあるのが来年度の介護保険料ということになりますね。

○健康福祉課長（桜田 明君） そのように解釈してもらってよろしいと思います。

○2番（佐々木寿男君） わかりました。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） ことしの4月1日から介護保険法が改正になる。そして、4月1日から法律が改正になったことを間違いなく周知徹底したい、こういうようなことを厚労省が言っていますが、その法律については町へ来ておりますか。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） 改正の部分については、介護従事者の3%分のアップというふうなこと以外は、今のところ具体的には来ておりません。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 新聞報道が先走っているのかな。介護認定について、いわゆる基準が4月1日から出てくる法律においては、この基準が厳しくなるというのかな、そういうようなものが町に来ていないということはないでしょう。4月1日から周知徹底するようにすると厚労省が言っているのですから、私は調べたほうがいいと思っています。朝日新聞のニュースですよ。

来ていないのであれば来ていなくてもいいわけですが、先ほど2番議員が言っているように、介護認定の基準がだんだん介護が必要な方にとって厳しいのであれば、級そのものも、今まで1級であった人が要何とかということになって、だんだん緩和されていくということになれば、介護認定は厳しくなって介護サービスが低下するということになるわけですね。私は考えられる。厚労省のやり方というのは、今の政府のやり方というのは、医療、教育、そういう弱いものに対する締めつけが強くなっているという現状から見ると、当然そういうことが考えられるので、多分、担当課長のところには来ているだろうと思うのです。

4月1日から周知徹底しなさいと言っているわけですから、いま一度調べてきょうじゅうに報告してほしいです。なければならないでいいですよ。それを報告してほしい。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） 言葉足らずで申しわけありませんでした。

第3期において、特別養護老人ホーム、または老健施設に入っている方で介護度2の者は、3月31日までに出なければならぬこととなります。これは、第3期中の当初の計画でありまして、出なければならぬ方は七戸町では数人おりますけれども、これについ

て今どう対応していいかということで検討しております。

また、それ以外の新たなものについて、私が勉強不足であれば、見落としているのであれば、後ほど調べてみて報告したいと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 課長、答弁の中で勉強不足とか言わないの。現時点において、ここにはしゃべってください。そうすると理解するから。勉強していることは確かにわかりますが、今の時点で4月1日改正の法律が来ていないのであれば、ないでいいのです。あるのであれば出してほしい、こういうことですから、勉強不足なんてしゃべらないで、まんましゃべればいい。そういうことを言わないでください。答弁として。

以上です。

○議長（田中正樹君） ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第27号七戸町介護保険条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第8 議案第28号

○議長（田中正樹君） 日程第8 議案第28号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 電柱看板等のことと、道路における歩行上または自動車の運転上、非常に困るものがある。ということは、町道と境界ぎりぎりに電柱なんか立っているというのは所々に見られます。これは企画財政のほうで調べていると思うのだけれども、企画整理の中でそういうような件がたくさんあるように見受けられるのです。そういうのはありませんか。企画財政課長、いかがですか。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 11番議員にお答えします。

今の御質問は、電柱に掲げてある看板、または道路に設置されております電柱が非常に車の運転上見にくい部分があるということでございますが、その辺うちのほうでもその件の報告があれば調査したいと思えますけれども、その看板とか電柱等の移転になりますと、こちらのほうで電力さん、またはN T Tさんの現地立ち会いのもとで移動とかのお願いはしていることもございますので、その辺はもし必要になるところがございましたら、建設課のほうに報告していただければ、電力さんなりN T Tさんのほうと協議することになります。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第28号七戸町道路占用料徴収条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

○日程第9 議案第29号

○議長（田中正樹君） 日程第9 議案第29号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

11番。

○11番（川村三十三君） 私、前からこの住宅については申し上げているのですが、新築して入るときに、やはり長期に七戸の町民になれるような方向にするためには、この新築住宅について売るといふ、借りて入るといふのではなくて永久にそこに入るマンション的な考え方で取り組んだらいかがでしょうかと町長にも前々からお話しした経緯があります。

私は、これは議事録にもありますので、そういう意味において、そうすると少しぐらい

の住宅費が高くて、これが何年か先には私のものになるのだということになると、遅滞なく住宅費も入るのではないかと。その辺が、もし長期債等でここを借りていて、他の法律に触れるのであれば、それはいかんともしがたいわけではありますが、その辺のところは可能なかどうかということをお知らせいただきたいのです。

七戸町のほうは古いですよ。おしなべて古いけれども、天間地区においては非常に新しいし、そして一棟二戸建てということになると、プライバシーをも守れるようなそういう建て方になっているから、そういう方向づけにしたら町に対する定住人口もふえるのではないかと思うので、関係課長からその点について、法律との関係においていかがなのかということをお尋ねいたします。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） ただいまの御質問にお答えします。

入居募集の時点で長期入居された方に売却して長期に入居してもらい、町民になってもらうという今の御質問でございますが、この住宅は補助金で建てているものでございまして、長期に耐用年数とかもろもろありまして、その部分をクリアして国のほうに年月が過ぎた後に申請して、払い下げとかそういう申請は可能でございます。ただし、その年数というのが、今手元の資料がございませんけれども、およそ30年から35年ぐらいだったと思いますけれども、それぐらいの年月後でなければ払い下げの用途廃止の申請をして売却ということにはならないのかと思います。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 企画財政課長並びに総務課長に、そういう定住型の住宅建設というようなことの方向づけの考え方を、これから庁舎内で相談していただけるかどうかということをお答えしていただきたい。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 起債を担当しております企画財政課で、起債の絡みの部分でお答えをしたいと思います。

今、私、これは初めて耳にすることございまして、先ほど建設課長がお答えいたしましたけれども、起債も当然そういうふうな縛りのある内容でもって各自治体に発行を許可されているものというふうに私は理解してございますけれども、新たな提案といいますか、私にとってはそういう部分もありますので、今後、県とも十分相談をしながら、少し研究を重ねてみたいと思います。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 多分、県なんかでも第三セクターをつくってやっている例はありますけれども、これが即、七戸町で第三セクターをつくって、土地を購入して単費でやれるかという、企画財政課長が言ったみたいになかなか無理なところがあるのではないかという感じは受けております。

よろしく申し上げます。

○議長（田中正樹君） 16番。

○16番（白石 洋君） ただいまの問題ですけれども、私も非常にこれに興味がありまして、前にも町長さんのほうに質問をした経緯は間違いなくあると私も思っています。

というのは、若い方々が家を持つというようなことは、非常に励みにもなります。特に、住宅そのものについても、住宅を借りた場合、今の場合ですと、例えばこの花松の住宅については、例えば月3万円なら3万円でお借りするものを、住宅ローンで計算した場合、例えば3万5,000円だとか3万7,000円ぐらいにはなるのだというようなことが、将来30年なり40年なりした場合には、これは自分のものになるのだというふうな、いわゆるものを考えていけば、私は決してまずいという感じではないと思うのですよね。

これは、確かに補助事業でいろいろなところでやるにしても、最終的にはその土地を売ったお金で建てかえをする時点でこれを売りたいと。それは、原資になって次を新しく建て直すときにこれを使いなさいという指導をされているわけですから、理屈は私同じだと思うのですよ。ですから、そうすれば、住宅に入っている方々も、将来自分のものになるというのですから大事に使うし、きれいにしてもらって入れるようにもなる。だから、途中で例えば都合が悪くなって出なければならなくなって、七戸からどこかへ行かなければならないのだといったときには、それなりの清算の仕方も私はできると思うのですよ。そういうことを、ちょっと理屈っぽいような話になったかもしれませんが、考え方としてはおもしろいと思っていますので、ぜひひとつこれは前向きに考えていただいて、そしてよそからの方々を七戸町に住んでいくのだという住宅政策の中での一つのとらえ方として考えるのもおもしろいのではないかというふうに思っているものですから、私も今の考え方はそう思いますので、ぜひひとつ研究をなされてもいいのではないかと考えていますので、ひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第29号七戸町営住宅条例の一部を改正する条例については、原

案のとおり可決されました。

○日程第10 議案第30号

○議長（田中正樹君） 日程第10 議案第30号七戸町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第30号七戸町介護従事者処遇改善臨時特例基金条例の制定については、原案のとおり可決されました。

○日程第11 議案第31号

○議長（田中正樹君） 日程第11 議案第31号七戸町公の施設における指定管理者の指定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

8番。

○8番（三上正二君） 指定管理というのは、これもわかるのですけれども、いろいろな形の公の指定管理というのは多分あると思うのです。例えば、一つの例で言うと、先般、予算のときにも出ましたけれども、公民館の分館なんかもそうですよね。これからそういう方向でやるという形なのですから。

そこで、その分館という形の中でちょっと教えてもらいたいと思います。

きのう、公民館長あたりが話したように、分館というのはそれなりの意味があって、これは非常にいいことだと思うのです。これからもそういう形で、地域のコミュニティーとかそういう形でやってもらうのは、これは非常にいいと思うのですけれども、ただ、一つは、ちょっとなと思うのは、例えば地域というのは天間地区と旧七戸地区があります。聞くところによると、天間地区の場合は11分館すべての天間地区の人たちがその分館とい

う形のところに網羅されている。それはそれで非常にいいことだと思うのです。そのために、町民運動会みたいなものもあると伺っていますので。ただ、そういうふうになったときに、合併して一つの町になったのですので、旧七戸地区を見たときになれば、うちのほうも4分館あるのです。4分館であるのところはどうかというと、南公民館の中の範囲で活動しなさいという形で、ちょっと天間にも中央公民館という形がある中に、そういう全部が分館を整備している。それはそれで非常にいいのですけれども、じゃあ南公民館の場合は、遠いというと大体3キロか4キロぐらい離れた中でも南公民館の館中だということなので分館になっている。建物を建てるとかそういうことではなくて、公民館の分館とかそういうことのあり方として、どちらでもいいのですけれども整合性の形のある形にするべきだと思うのですけど、その辺のことはどうでしょう。これから指定管理になればなるほどにそういうのが出てくると思いますので、その辺のところの考え方を教えてください。

○議長（田中正樹君） 南公民館長。

○南公民館長（花松了覚君） 今の分館の設置の問題だと思うのですけれども、基本的には現段階では旧小学校区に設置するというふうなことで、七戸地区には旧野々上小学校区、それから西野小学校区、それから倉岡小学校区、ちょっと古くなりますけれども鶴児平小学校区、以上、4分館を設置しているわけです。

一応分館としての設置ということになるとそうなのですけれども、分館のとらえ方があると思うのですけれども、私たちはあくまでも公民館の分館というとらえ方でそういうふうには設置しているものと考えております。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） それは十分理解しているつもりです。

天間地区の場合もそういうことで、別に分館が悪いということではないのです。逆にそういうこまめな形の活動というのは非常にいいことだと思っているのです。

ただ、段々に時代も変わって、この地域の形の中の分館活動というのはこれからも必要だと思うのです。それは非常にいいことだと思う。

ただ、私が言いたいのは、行革とかそういうのを考えた形の中で、天間地区の場合の中央公民館、南公民館、北公民館ではなくて中央公民館で集約した形がありますよね。そういう形のと、旧学区とかそういう考え方も一つでしょうけれども、七戸の南公民館の範囲は、網羅の仕方ですよ。例えば、うちのほうではその範囲に入っているのは、多分、一の森、柏葉町のほうまで入っていません。となると、3キロ、4キロの範囲まで一つの、確かに旧学区というからそうなるのでしょうけれども、町民という形の中で公民館活動がそういう活動とそれらの距離があります。

でも、天間の場合は、中央公民館というのがありながらそういう形で、これはこれでいいのですけれども、ただ、その整合性がこれからの形の中でどうなのかなというふうに思いましたので、今現在の状況はわかっているつもりですけれども、これからの考え方としてどうなのだろうかということ、これはどなたから答えてもらえるか。

○議長（田中正樹君） 中央公民館長。

○中央公民館長（ニツ森政人君） 8番議員さんにお答えいたします。

この件につきましては、確かにおっしゃるとおりです。次の行革の中で再編、要するに減らす、ふやす、その辺を考えていきたいと思っています。

それで、これについては関係課とも協議をして検討していきたいと思っています。

以上です。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 先ほども言いましたように、今の現状は現状でいいのですよ。だから、意味は意味で理解しているつもりです。ただ、世の中どんどん動いている形の中で、その整合性のところをやっておかないとアンバランスな形で、どちらにしてもいいのですけれども、アンバランスな形であればちょっとなという部分がありましたので、ぜひそういう形の中で検討してみてください。答弁は要りません。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

14番。

○14番（田島政義君） この指定管理について、私はきのうの予算なんかでは見直しをするという、法的に反している指定管理を今までやってきたわけですから。分館にして分館長がいろいろなお金の問題も絡め、指定管理を分館長が受けると、準公務員ですからだめですよということで、これはこの前の委員会で言っていますので、今度はその辺を指定管理する、これはちゃんとした道の駅はこういうふうな形の中で法的に問題のないような契約をするようにお願いしたい。

あと、補正予算のほうで改めて分館については話をしますから。指定管理については、法的に問題があるものは直していただきたい、これだけ要望をしておきます。要望ですから。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第31号七戸町公の施設における指定管理者の指定については、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 2 議案第 3 2 号

○議長（田中正樹君） 日程第 1 2 議案第 3 2 号町道路線の廃止についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

1 1 番。

○1 1 番（川村三十三君） これは建設課だと思うのですが、若干説明してください。廃止のほうが道路が長くて、それから町道が短くなるわけですね。これは、昭和村から附田に抜ける沢道路になりますか。その辺若干説明してくれませんか。

○議長（田中正樹君） 建設課長。

○建設課長（天間一二君） 1 1 番議員にお答えします。

町道昭和 2 号線ですけれども、3 6 5. 9 メーターの廃止で、新たに同路線ですけれども 1 6 3 メーターということで、2 0 0 メーターほどの減ですけれども、ここには昔、住居がございまして、今その住居がなくなりまして、その部分の道路延長を減じたものでございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 2 号町道路線の廃止については、原案のとおり可決されました。

○日程第 1 3 議案第 3 3 号

○議長（田中正樹君） 日程第 1 3 議案第 3 3 号町道路線の認定についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第33号町道路線の認定については、原案のとおり可決されました。

○日程第14 議案第34号

- 議長(田中正樹君) 日程第14 議案第34号城北保育所での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。
これより、質疑に入ります。
発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。
これより、討論を行います。
討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。
これより、本案について採決します。
本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

- 議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。
したがって、議案第34号城北保育所での事故に係る和解及び損害賠償の額を定めることについては、原案のとおり可決されました。

○日程第15 議案第2号

- 議長(田中正樹君) 日程第15 議案第2号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算(第5号)を議題とします。
これより、質疑に入ります。
質疑は、事項別明細書により行います。

歳入から行います。

11ページ、第9款1項地方交付税から、13ページ、第13款第2項国庫補助金まで発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 次に、13ページ、第14款第1項県負担金から、17ページ、第20款第1項町債までの発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 歳出に入ります。

18ページ、第1款第1項議会費から、22ページ、第2款第3項戸籍住民基本台帳費までの発言を許します。

2番。

○2番(佐々木寿男君) 19ページ、企画費、16工事請負費、太陽光発電設備工事が120万ほど減額になっているのですが、これはどういうわけでしょうか。

○議長(田中正樹君) 企画財政課長。

○企画財政課長(楠章君) これは、工事の入札減による今回の減額補正、120万5,000円の減額補正でございます。

○議長(田中正樹君) ほかにありませんか。

11番。

○11番(川村三十三君) 20ページ、工事請負費の中の地域情報通信基盤整備工事費の2億370万、これの説明をしてほしいし、その請負費のところの史跡七戸城東門付近トイレ建設工事費、東門のどの付近にトイレを建てるのか、具体的に説明してほしい。

それから、中央公民館防排煙システム改修工事費800万、この中央公民館はさきにも改修してあるのです。今また排煙という形の中で800万の計上は、私はおかしいと思う。

それから、次のページの定額給付金給付事業費に係って、多分これは定額給付金の臨時事務補助者賃、このことに充てられるのかどうかです。もしそうだとすれば、担当課はどこで、給付人数は何人で対応できるかできないかということで答弁していただきたい。

それから、次の地域ICT利活用モデル構築事業費の中の委託料、情報通信システム構築委託料8,500万、情報通信機器リース料490万、情報提供装置設置工事費700万、それらについて御説明ください。

○議長(田中正樹君) 企画財政課長。

○企画財政課長(楠章君) それでは、ただいまの御質問の中のここの項目につきましては、各課の事業要望を取りまとめて企画財政課が県を通して国のほうへ、こういう事業を実施したいということで取りまとめておりますので、総務費で計上してございますけれども、先ほど工事請負費の中で、個々の事業については各担当課から説明をするということで御了解をいただきたいと思っております。

まず、一番最初の地域情報通信基盤整備工事費について、担当課の企画財政課から御説明をしたいと思います。

この事業は、この交付金事業と、それから総務省で所管してございます補助事業を組み合わせをいたしまして、町内新幹線七戸（仮称）駅の開業を控えて、駅を中心とした地区に光ファイバーを設置したいということの事業内容でございます。

現在、電話回線を使ったインターネット等の利用はされておりますけれども、この回線ですと、いわゆる容量が小さいといいますか、通信速度が遅い、それからある程度、通信局の3キロ、または4キロ程度を越えると、さまざまな雑音とか通信の速度が遅くなって十分な活用ができないというふうな状況でございます。

町とすれば、駅の開業を控えて、そういう重要な施設ができるわけですがけれども、それに対応した情報通信基盤の整備がなされていないというふうなこともございまして、今までも町政座談会、あるいは議会の一般質問等で早期の整備をというお話もございました。私どもでは、ただ財源が多額に上るものですから、なかなか手をつけられないという状況にあったわけですがけれども、今回のこういう状況が出まして、できればこの機会に整備をしたいということで実施するものでございます。

これは、なかなか利用者が確保されないと事業に着手できないという状況がございまして、今まで七戸地区には役場が独自に回線、公的な施設をつなぐ施設同士の回線を布設して実施してございましたけれども、これが町内を布設することによりまして、駅周辺、それから文化村、それから七戸の市街地、それから天間林地区や役場、あるいはまた工業団地等、これからのインターネットを介したさまざまな電子サービスの利用が向上するというので、今回国の補助も活用しながら整備したいと、こういう内容でございます。

工事費の中身は、光ファイバーの材料費、それから工事をするための労務費、それから機器を整備するための経費ということで、これは今後事業者と細部にわたって詰めなければならないところはありますけれども、国からはヒアリングを受けてこういう方向で事業の採択の内示は受けてございます。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） お答えします。

史跡七戸城東門付近トイレ建設の設置場所ですが、あそこは上水道、下水道が通っていません。それとあわせながら、東門の手前のほうですが、設置をしたいと思っています。多分左側になると思いますが、まだそこまでは精査していません。

以上です。

○議長（田中正樹君） 中央公民課長。

○中央公民館長（二ツ森政人君） お答えいたします。

さきに平成15年、16年で改修したのは、今のホールの雨漏り、それから今の図書室を2階から1階に持ってきた、その改修が主なものでございます。

今回、昨年の7月に発覚しましたがけれども、排煙システムが作動しないということで今回計上させていただきましたけれども、これについては建築基準法の126条の2で火災の酸欠あるいは有害ガス充満の危険を除くことを目的として、排煙設備の設置が義務づけられております。それから、消防施行令の28条にも該当しますし、また、町の防災計画の中で災害発生時避難場所の指定を受けているため、今回この排煙システムを計上いたしました。

以上でございます。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 11番議員にお答えいたします。

定額給付事業費の件でございますけれども、担当課はどこかと、1点目、これは総務課のほうで担当いたします。

そして、2点目の賃金のところですけれども、これも雇用情勢の厳しい中、2カ月で4人の方々を何とか雇用できないかなと考えております。人数等におきましては、ちょうど4月上旬といいますと窓口の転出入の関係で忙しいです。それから、町長選が三つ重なって大変職員も忙しいのですけれども、最初の人数で間違いのないように実行したいなど、このように思っております。

ちなみに、対象者数は町長が一般質問のほうで答えておりますので、省略させていただきますと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 地域ICT利活用モデル構築事業費の委託料、使用料及び賃借料、工事請負費について御説明をしたいと思います。

先ほど説明いたしました、いわゆる情報通信基盤整備事業との連動といいますか、関連もでございますけれども、この事業は総務省の委託事業ということで、事業費については10分の10の補助をいただけるという内容の事業でございます。

具体的には、新しく建設が予定されています交流センター、それから農産物直売施設、それからいわゆる文化村の各施設等を中心といたしまして、地域の情報を発信、または農産物直売施設に入っている農家の方々からさまざまな情報を入れる、それから情報をいただくというふうな、双方で通信ができるようなシステムを構築したいというふうな内容でございます。

範囲が広がることによって、例えば文化村周辺だけではなくて、農産物直売施設から商品を購入いただいた県外都市部のお客様からの情報で、お礼とか苦情とかそういうふうな双方でやりとりができるような情報通信基盤システムを構築したいというのがねらいでございます。

この委託料については、現在そういうふうな商品管理とか、それから栽培者と販売者、それから購入者、利用者等のやりとりができるようなシステムを構築するというふうな内

容の委託を実施するための経費でございます。

それから、使用料につきましては、さまざまな機械設備、購入する部分とレンタルで一気に入取りというものでは高額になるものもございますので、その部分についてはレンタルで設備をしたいというふうな内容でございまして、それらの工事費が774万3,000円の見積ということで、これは今の国の二次補正対応でのことで、精査するための時間がなかなか確保できなかったという事情もございます。

今後、国の予算の動向もあって、私どもの要望どおりの予算の採択というわけにはいかないような見通しなようです。大分応募する団体が多くて、ですからその辺はまだ流動的ですけれども、地域情報基盤整備の事業と一体となって採択をしていただいて、こういうふうな情報基盤を整備したいということの事業の実施の趣旨でございます。

以上です。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 順々に言っていきますが、こっちから行けば、東門に向かえば右手のほうにトイレをつくるというように理解していいのでしょうか。東側と言いましたから、間から出てくれば東側ですか。こっちから行けば東になる。天王のほうから行けば左側につくるのですか。門に向かって左側。門の目の前にトイレをつくるなんて、それは天王のつつじを想定してのトイレなのですよね。そうでしょう。それはよくないよ。ここは史跡の入り口だったようですといったものの目の前にトイレを建てる人はあるか。それはおかしい。史跡のあり方からして、七戸の教育委員会は笑われますよ。殿様の水飲むそばにトイレ建ててどうします、これはおかしい。

次、中央公民館。改修するとき、すべての建築法、消防法等を考慮しながら建てるべきが当たり前だと思う。そのときに中央館長は中央館長であったかどうか、それはわかりません。あなたの前の女の館長だったかどうかは知りませんが、しかし、そういうような私はいい加減だと思う。前にも言いました。舞台のバックが余りにも明るすぎて、踊っている人が見えなくなるということもある。そういうような専門性をわきまえた上で改修をすべきではないですか。消防法がどうだこうだと言っても、私はわかりませんよ。確かに各家庭でも今警報器をつけるように義務づけられておりますから、そういう関係もあるでしょうけれども、やはり公費を使う場合においては徹底して、管理者等がいるのでしょう、この監理設計とか何とかという人。そういう人たちに依存していたらその人たちに責任を持たすべきですよ。中央公民館のたった1年か2年の間にこういうような改修をするということは、私はおかしいと思う。

次、企画財政課長。私はこういうこの大事な光ファイバーとかなんとかって、私本当に部外者でございます。まだ説明が足りないのがあるでしょう。私は説明を受けたよ。全議員に説明なさいましたか。各委員会でなさっていますか。私が質問しなかったら、これは真っすぐ通るのではないですか。いかがなものでしょう。

各議員は、御存じであればそれは、一度見てああ大したものだなと、こう思っているか

もしれません。事業主体が違うところがありますね、説明によると。七戸町中心はどこがつくるの。そして、天間の過疎地のところに配線するのは町がやるの。これは予算配分上、補助対象上からいって何だろうと思うのですけれども、そうなっていると思うけれども。密集した地域の工事費は安くつくのは当たり前でしょう。過疎地を、尾山のほうまでやるといったら大変な経費がかかる。経費がかかるのは間違いなくて、密集地の工事はどこがやるの。その辺の説明もないから、私は本来、議長これは特別委員会ではなくて全員協議会等で説明して、こうなりますというような説明をした上での補正予算だと思っているのですけれども。皆さんが聞いたというのであれば、それは仕方がないのですけれども、聞いていない議員がいらっしゃるようですから私は言っているのです。議員に周知徹底できなくて予算審議できないでしょう。

以上です。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） ただいまの御質問にお答えいたします。

本来であれば、こういう事業につきましては全員協議会等の開催をお願いいたしまして、その場で全員に御説明を申し上げるといふ段取りと申しますか、そういう手順が必要だというのは重々承知してございました。私どもも、できればそういう場で説明を申し上げて、御理解をいただいた上という思いはありました。ただ、国の二次補正対応で1月19日に仙台へ出かけましてのヒアリング、それから内示をいただけるのが3月というふうなことで、日程的な調整ができないままに、総務企画常任委員会、あるいは議会運営委員会ではこういう予定で進めてございますという御説明は加えました。

たしかに川村議員おっしゃるとおり、議会の全員協議会等の開催を要請して説明できればよかったですけれども、そういうふうな時間的な流れの事情もございまして、今回は大変申しわけないことだというふうに認識してございます。

それから、事業実施の主体と申しますか、これについては事業者さん、私ども先ほど御説明いたしました町政座談会、あるいは議会での一般質問で要請が出されておりましたので、事業者と折に触れお願いしたり、情報交換と申しますか、そういうやりとりはございました。ただ、事業者としては、ある程度の利用が見込めないとなかなか実施できないというふうな回答もございまして、その中で協議を重ねる中で、例えば先ほど川村議員さん御指摘のとおり、やはり集落が点在しているというのが天間林地区に多いものですから、そういうふうなところは行政で何とかならないかというふうな、お互いに協力し合っというふうな方向が出てきまして、基地局が旧七戸地区の中心地でございますので、それらを中心とした整備に事業者が整備をする。それから、天間林地区については、それでは補助金、交付金を活用した行政で整備をするというふうなことでお互いに協力し合っということを進めてございます。

それと、これは後で私ども情報として入ってきたところでございますけれども、商工会さん等もその利用についての後押しをしていただけるような活動もしているということ

で、この点については大変ありがたいことだなというふうに思っています。川村議員さん御指摘の、再度申し上げますけれども、議員の皆様事前に御相談、御説明ができなかったということについては、私も大変申しわけなかったと、それは重々承知してごさいます。今後はこのようなことのないように努めてまいりたいと思いますので、御理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。

中央公民館長。

○中央公民館長（二ツ森政人君） 同じことの繰り返しになりますけれども、確かに前の改修のときは、多分そこまでは作動していたものですから考えていなかったと思います。

○議長（田中正樹君） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（米澤秀一君） 東門の設置場所については、これから十分検討してまいりたいと思います。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 生涯学習課長、左側につけるといのでしょうか。入って行って左側にトイレをつけるのでしょうか。こっちから、天王のほうから行って左側でしょう。そうなりますと、あそこ史跡を削じなければならないですよ。トイレを建てるのに。史跡にはひとくわたりとも入れてはいけないのですよ。あそこに建てられないです。町長も後で教えてください。どこに建てるのか。指摘されたら検討して、場所がないでしょう、現実に。城の前にトイレを建てること自体がおかしいということなの。歴史を知りなさい、ちゃんと。

そこで、企画財政課長、これでこの予算を通さなければならないのでしょうか、時間的には通してもらわなければならないのでしょうか。そうすれば、例えばよけ言いたくない本当の話は。でも、言わなければならない。需要者がどれくらいあるかということも知らないで、線だけ引っ張るといことはあり得ないでしょう。そして商工会の話をすると、顔つきが変わる人間がいるけれども、そうではなくて、こういう需要数があるからここにこれを設けるのだということならわかります。今、補助金が先に来たから、これをここに作ります。過疎の部分については町単独の予算でやります。補助をいただきながら。これは逆ではないのかなと。

確かに新幹線が通る、物産館ができるということから考えると、地域の農業振興等を考えればインターネット等が必要になるであります。だけれども、先行するものは需要がどれくらいあるかということ調査した段階で、私は濃密なところ、過疎なところということをやりながら配線工事ができ上がると思っていますよ。

議員の皆さんは、これで補正予算を通しますというのだったらそれでいいでしょうけれども、密集地の配線は、ではどこがやって、あの過疎地の事業はわかりましたよ。七戸地域の事業はだれがやるの。それは答弁になっていません。答弁をしてください。

○議長（田中正樹君） 企画財政課長。

○企画財政課長（楠 章君） 七戸地区の事業の実施については、NTTさんをお願いしたいというふうなことで今作業を進めてございます。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） 要望ですが、NTTこのごろ苦しくはないのですよね。分割してからNTTは相当もうけているはずですから、過疎をやらせたらどうです。そうすれば、線はどこまでも延びる。そして、補助事業でもって七戸地区の濃密なところをやったら、町の予算を使わなくてもいいのではありませんか。そういう交渉は町長できませんか、どうですか。最後の土産としてできませんか。

○議長（田中正樹君） 町長。

○町長（福士孝衛君） インターネットのことにつきましては、私も余り詳しくは存じ上げていませんけれども、今の時代の流れとして、このインターネット、光ファイバーが絶対必要だというのが大方の認識であります。そういうことを踏まえながら、これは何としても将来のためにも設置して、そしてそれを活用してさらに地域振興を図っていくというのが政治の我々の役目だろうという思いがあります。

そういうことで、今絶好のほぼ満額の交付金がありますので、それを利用させていただいて将来の地域振興のために、今すぐでなくても絶対必要なものは整備しておくのだという基本的な考え方からやるものですから、何とか御理解いただきたいと思っています。

NTTに過疎でもうからないところをおまへのところの力でやれと、そういうお話をしても、NTTは、今、株式会社ですので、そういうことについては採算の合わないようなものをみすみす、はいそうですか、じゃあやりますということにはならないだろうと。採算がとれないけれども、将来的にはとれてくるという、今はとれなくても将来的には必要だということにはそれなりに公費の予算を使うと。そのために国もいろいろな交付金として、この3億幾らの金を交付してくれるということですので、それを有効に全体がよくなるように、そういう意味で利用させていただきたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

私もNTTから来た方にいろいろお話をした経緯もあります。そうしたら、もう少し利用者がふえればいいのだけれども、そうすればやれるのだけれどもと。余り農村部とかそういうところについては、NTTとしてはやるわけにはいかないというふうな話もありましたけれども、そういう要望もありますので、それなりの折衝をしてみたいと思います。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時16分

再開 午前11時24分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

○企画財政課長（楠 章君） NTTと相談をしながら事業費等を検討してきたということで、七戸地区の整備をする事業者については、今後、事業者を募集して、それでその中

から選定をして整備を進めるということが正統でございますので、おわびして訂正いたします。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） 川村議員にお答えいたします。

21年度から23年度までの第4期中においての介護度認定における変更はございません。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。

次に、22ページ、第3款第1項社会福祉費から、26ページ、第4款第2項清掃費まで発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿男君） 先ほど川村議員も言っていましたが、何ページということになってくれば、二次補正が成立してふるさと雇用再生特別交付金、緊急雇用創出事業、地域活性化生活対策臨時交付金、あるいは地方交付税の中に地域雇用創出費、そしてさらに安心子ども基金、1,000億とかさまざまな予算が二次補正で成立しているわけです。それで、その成立している予算が補正に組まれているのが、さっき言ったところが補正に組まれているし、それから、来年度の予算に入ったりもしているわけです。

したがって、私が言いたいのは、この二次補正などで成立した予算がどういう形で使われているのか。明らかになっているものもあるし、全部明らかになっているのですが、それは詳しく調べなければ明らかにわからないので、これらの二次補正で成立したものの町の方は、本来であればこれは臨時協議会かなんかで審査しなければならないものなのですが、これをまとめて後で教えていただきたいと、このように思います。だから、まとめて紙にして出していただきたいと要望しておきます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に26ページ、第6款第1項農業費から29ページ、第7款第1項商工費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、29ページ、第8款第1項土木管理費から32ページ、第9款第1項消防費まで発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） 31ページ2目新幹線のことについて、きょうやりますということを行ったのですが、私は先般、駅名とか、陳情の仕方、商工会のあり方がまずいと言われたのでこの前話したのですが、これの回答をいただけていないので、まず読みます。

新幹線七戸駅（仮称）これらの発想が、上十三地域市町村圏協議会会長十和田市長、中野渡春雄、20年11月5日。これは、駅名を町長と市長にお願いしたと。合意した駅名が七戸十和田でした。そして知事に報告をする、それが11月7日付でこれが、公文書で

す。

すぐ追って12日、上十三地域市町村圏協議会、これはこの前話をしているにもかかわらず、事務局長、鈴木史郎ということで、新幹線七戸（仮称）駅名の名称に係る要望について、11月5日付、上十三広報第25号というのがさっき言ったことです。

25号について、新幹線七戸（仮称）駅についての名称についての中での、なお七戸町長に対して協議会としての要望書を会長と構成市町村長の連名で提出したいと考えておりますと記述しておりましたが、要望書は提出しないことになりましたので、担当課の課長あてに今度は要望しないと、こういう文書を、これは公文書です。だから、私は町長に商工会が議会を無視したのではないか。きのう予算で言ったものですから、我々は我々で議長と町長が、町長は前から私は2案でいくのだというふうに言っているけれども、我々はそれはおかしいと何回も言っても町長は2案で言ったわけですから、それはそれでいいです。行ったものですから。ただ、こういう文書が来たので、これは商工会でも、我々ももっと議会でもお願いしたし、我々独自でもせっかく議会が議決したものを、町長と議長が言って七戸というのでJRにお願いしたのはいいけれども、JRではお二人がお見えになったときには2案できました。本来であれば、七戸十和田の場合は、頼まれていけば広域圏の会長と町長で行くのが本来の努めだと思う。町長は、だから会長ではないでしょうといったのは、そこなのです。

ですから、こういう文書もあるものですから、我々商工会としては8団体で、やはり本社に行ってもちゃんとした議会が議決したものを、それは陳情できるのかできないのかわからない。ただお願いしてみようということをやったら、どうぞ来てくださいと。そしてまた、署名活動をしたのをどうぞお持ちくださいと。盛岡にはこの文書もつけてあります。こういうものですから。ですから、本社にはそれを持っていきませんでしたけども。

でも誤解のないようにしていただきたいのは、我々は議会を軽視したのではなくて、こういうものがあつたからできるだけ町民の意思を聞いて、我々はそれで行きましょうと。自費でも行きましょうということで、あえてお願いしたらJRでどうぞいらしてくださいと言ったからお願いした。別に議会を軽視したわけでもないのですよ。こういう理解のできない文書を公文書だったものですから、我々商工会ではもっと我々も行くべきところに行ってみよう。なるかならないかはわからないとしても。

ですから、盛岡の場合も支社長は会ってくれませんでした。いろいろ議会の関係もあるから担当課長でいいだろう。本社だって、担当課長があえて3人も出て対応して1時間も、本当に和やかな中でお話をしたというのは、町民の声としては反映したと思っているし、商工会も一度ぐらい貸し切っても、オープンの日には我々も努力しますと。そこで会長もみんなでお話をして、募集をして、1番列車には1両でも2両でも全部貸し切りできるような体制をとりますから、何としても駅名は七戸でお願いしたいという要望をして、別に議会を町長が言ったように軽視したとかそういうのは一切ありません。こういうのがあればこそ、我々はもっと努力しなければならないのではないかとこの中の意見で、

我々がみんなで自費で行ったので、誤解のないようにひとつ、軽視したのではないので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） なければ、次に33ページ、10款第1項教育総務費から、36ページ、第10款5項社会教育費まで発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、37ページ、第10款6項保健体育費から、40ページ、第13款第3項基金費までの発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 次に、歳入歳出全般にわたり発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） 教育費のところ、33ページの教育委員会と総務課長に願ひします。

先般、総務課のあれで、七戸は町内会長、天間については分館長ということで、核燃のほうの視察をしてきました。

どうも話をしても、片方は町内会長、片方は分館と。これが今度一緒に協議をしましょうといっても、片方は教育委員会のお金、片方は総務課のお金、分館長さんにも天間地区にも常会があると。ですから、分館は分館で交流すれば、七戸にも分館はありますから。それから、町内会はやっぱり、天間にも町内会があるから、七戸も町内会や連合会をつくっていますので、天間も常会の連合会をつくれればいいわけです。それで綿密な話し合いをするというのは、初めてそういうので、片方は教育委員会の担当、片方は総務課の担当だったら、私はちょっと初めて言ったのではなくて、ああ、そうですかと、気がつきませんでしたという分館長がいっぱいいます。町内会長も。

やっぱりそういうのはきちんと、町の行政でやるべきものはちゃんと分けしているのですから分けして、天間地区においても常会があれば常会の連合会をつくらせるなりして、七戸は七戸の連合会とそういう綿密なこれからのいろいろな話をしないと、片や分館の代表11人が来て、うちは各町内会全部ですから、今後その辺をこれからもそういう分館対町内会でいくのか、私はこれはおかしいと思うから、やっぱり分館は分館でやるのか、町内会と常会で今度はやらせるのか、そこだけ回答だけ。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 田島議員にお答ひいたします。

そのとおりでございます。それで、七戸地区につきましては町内会長さんのほうの会議が終わっていましたが、これから4月に入りまして常会長さん方の会議を持ちます。そのときに、これは私のほうから一つの案として、連合常会をつくっていただけませんかというふうなことで提案をしたいなと思っていました。そうすることによって、おい

おい町内会常会長の合体というのですか、合併まで、町内会のほうの合併まで視野に入れた形でやったほうがいいのではないかとということで提案したいなと思っていましたので、よろしくをお願いします。

○議長（田中正樹君） 8番。

○8番（三上正二君） 先ほど私も言いましたけれども、初めて今話を聞きましたのですけれども、やっぱり地区においてせつかく合併したのですけれども、地区において分館という形で天間地区の人はいいと思うのですよ。でも、それが片方の町内会、さっきも言ったみたいにこれから公民館の、さっき公民館長が言いましたけれども、やっぱりそういう形のもは町内会長とアンバランスになってしまう。その辺のところの全体的な形で審議してもらわないと、あなた方聞いていけば、やっているほうもおかしいと思うのですよ。その辺は、今、総務課長が言ったみたいにして本当に協議してやらないとおかしな状態があると思うのですよ。どっちが悪いとかいいということではなくて、その辺のところをお願いします。

○議長（田中正樹君） 11番。

○11番（川村三十三君） これは急ぐべきですよ。法に劣るようなことをやってはいけないのですから、きのう、おつとも言いましたけれども、来年を限度に決めてください。もう天間地区の方々は御理解いただいたと思うのですよ。分館なら分館でもいいですよ。ちゃんと分館でやるとか。要はあの建物ですよ。建物に結集する学区民の気持ちですから。だからそれをこたしも出そうとしたわけですから、それで一たん引っ込めたわけだから、来年度を限度にしてやっていただきたい。27年なんていって、今の議員で何人残るのかわからないですよ。私はそのことを強く要望します。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第2号平成20年度青森県上北郡七戸町一般会計補正予算（第5号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第16 議案第3号

○議長（田中正樹君） 日程第16 議案第3号平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第3号平成20年度七戸町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第17 議案第4号

○議長（田中正樹君） 日程第17 議案第4号平成20年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第4号平成20年度七戸町老人保健特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第18 議案第5号

○議長（田中正樹君） 日程第18 議案第5号平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第5号平成20年度七戸町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第19 議案第6号

○議長（田中正樹君） 日程第19 議案第6号平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

2番。

○2番（佐々木寿男君） 10ページ、2款保険給付費、3目地域密着型介護サービス、当初予算は2億円をとっていたのですが、2,000万円結局補正されて減額になっているのです。

この地域密着型介護サービス、2,000万も減額になったこの理由を知りたいと思います。

○議長（田中正樹君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（桜田 明君） これに対する減額は、グループホームの人数が計算したよりも少なかったということと、小規模多機能の開設でございますが、私のほうでは6月から計画しておりましたが、12月の開設ということになりましたので、その分の運営費

の減額ということになります。

○2番（佐々木寿男君） わかりました。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第6号平成20年度七戸町介護保険特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第20 議案第7号

○議長（田中正樹君） 日程第20 議案第7号平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第7号平成20年度七戸町介護サービス事業特別会計補正予算（第1号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第21 議案第8号

○議長（田中正樹君） 日程第21 議案第8号平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第8号平成20年度七戸町公共下水道事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第22 議案第9号

○議長（田中正樹君） 日程第22 議案第9号平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

質疑は、事項別明細書により行います。

歳入歳出全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第9号平成20年度七戸町農業集落排水事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 2 3 議案第 1 0 号

○議長（田中正樹君） 日程第 2 3 議案第 1 0 号平成 2 0 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 2 号）を議題とします。

これより、質疑に入ります。

水道会計全般にわたり発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがって、議案第 1 0 号平成 2 0 年度七戸町水道事業会計補正予算（第 2 号）は、原案のとおり可決されました。

○日程第 2 4 議案第 1 1 号から議案第 2 0 号

○議長（田中正樹君） 日程第 2 4 議案第 1 1 号平成 2 1 年度青森県上北郡七戸町一般会計予算から議案第 2 0 号平成 2 1 年度七戸町水道事業会計予算までの予算案 1 0 件を一括議題とします。

本件 1 0 件につきましては、去る 3 月 3 日の本会議において審査付託してありますが、予算審査特別委員会より審査の報告書が議長のもとに提出されております。

予算審査特別委員長の報告を求めます。

予算審査特別委員長。

○予算審査特別委員長（原子 孝君） 審査結果の御報告をいたします。

3 月 3 日の本会議において、議長を除く全議員による予算審査特別委員会が設置され、付託されました平成 2 1 年度青森県上北郡七戸町一般会計予算から、平成 2 1 年度七戸町水道事業会計予算までの 1 0 議案について、1 1 日、1 2 日の 2 日間にわたりまして慎重審査の結果、お手元に配付いたしました委員会審査報告書のとおり、全議案原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、議案第 1 1 号平成 2 1 年度青森県上北郡七戸町一般会計予算について、採決の結果は、賛成 1 3、反対 2 並びに議案第 1 2 号平成 2 1 年度七戸町国民健康保険特別会計予算について、採決の結果は、賛成 1 1、反対 2 となりました。

以上、御報告とさせていただきます。

○議長（田中正樹君） これで、予算審査特別委員長の報告を終わります。

初めに、議案第11号平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

11番。

○11番（川村三十三君） 予算案そのものの、きのうは賛否両論のお二方の御意見がありました。重大なことが私は欠落していると思うので、あえて発言を許してください。

そのことは何かというと、今定例議会における予算案の中に欠落しているものは何かというと、来年度開業に向けて駅前にできるイオンの趨勢について、何ら責任ある当局の答弁がないということであります。

私たちは、今まで商習慣であり何であれ、向こう側が来るとか来ないとかではなくて、きちっとした契約のもとに事業を進めていくのが私は当たり前だと思いますし、議会のとるべき道だと思います。そういう意味からいたしますと、今時の討論においては審議はいたしましたけれども、当局の責任ある答弁は何らなされていない、そういうことを痛感するのであります。

よって、議長報告にありますけれども、やはり附帯事項をつける中で、これを商契約としてとるのかどうか、それから責任の所在をどうするのかということについては、やはり当局と議会側との間で私は論議をし、一定の結論を得たほうがいいと思ってあえて発言をしたわけであります。

以上です。

○議長（田中正樹君） ほかにありませんか。

14番。

○14番（田島政義君） 特に新幹線予算のところ、町長は信頼すると、そういうことですが、もし仮に開業時にイオンがオープンできなかつたら、これについても町長はそのときにいけませんので、これは担当課長といっても剋ですから、当然町側として新しい町長だってそれは責任とれないでしょう。ですから、そういう場合の責任はどうなるのですか。

開業時に間に合わない、町長は間に合うと言ったのですから、もし間に合わない場合。私は間に合わないだろうと言ってあったのですが、町長は間に合うということですから、そういう問題が発生した場合、やはり私はこれは町民に対しても我々議会が絶対大丈夫ですと言ったものがうそになるわけですから、そういう今までの流れからいって、開業時にオープンできなかった場合、町がどのような措置をとるのか、それを答えていただきたい。

○議長（田中正樹君） 暫時休憩します。

休憩 午前 11時54分

再開 午後 0時04分

○議長（田中正樹君） 休憩を取り消し、会議を開きます。

ただいま、各議員からあった発言については、議長において十分検討し、必要であるべき事項は町長に申し入れをしておきます。

以上でよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） それでは、この一般会計予算には異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第11号平成21年度青森県上北郡七戸町一般会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第12号平成21年度七戸町国民健康保険特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第12号平成21年度七戸町国民健康保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第13号平成21年度七戸町老人保健特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第13号平成21年度七戸町老人保健特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第14号平成21年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第14号平成21年度七戸町後期高齢者医療特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第15号平成21年度七戸町介護保険特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第15号平成21年度七戸町介護保険特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第16号平成21年度七戸町介護サービス事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第16号平成21年度七戸町介護サービス事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第17号平成21年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第17号平成21年度七戸町七戸霊園事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第18号平成21年度七戸町公共下水道事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第18号平成21年度七戸町公共下水道事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号平成21年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第19号平成21年度七戸町農業集落排水事業特別会計予算は、原案のとおり可決されました。

次に、議案第20号平成21年度七戸町水道事業会計予算を議題とします。

お諮りします。

委員長報告に対する質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、採決します。

本案に対する委員長報告は、可決すべきものです。

委員長報告のとおり、可決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第20号平成21年度七戸町水道事業会計予算は、原案のとおり可決されました。

○日程第25 議案第35号

○議長（田中正樹君） 日程第25 議案第35号七戸町名誉町民の称号を贈ることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

14番。

○14番（田島政義君） ちょっとお聞きしたいのですが、議会は全員一致のほうがいいのでしょうか。反対のないほうがいいのでしょうか。わかりました。私もいろいろ町民から、本人に何も問題はないのですが、いろいろな意味での批判を聞いていましたので、わかりました、いいです。

○議長（田中正樹君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、議案第35号七戸町名誉町民の称号を贈ることについては、原案のとおり同意することに決定しました。

○日程第26 諮問第1号

○議長（田中正樹君） 日程第26 諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第1号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。

○日程第27 諮問第2号

○議長(田中正樹君) 日程第27 諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

発言を許します。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 質疑がありませんので、質疑を終結します。

これより、討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 討論がありませんので、討論を終結します。

これより、本案について採決します。

本案は、原案のとおり答申することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(田中正樹君) 御異議なしと認めます。

したがいまして、諮問第2号人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、原案のとおり答申することに決定しました。

○日程第28 報告第1号

○議長(田中正樹君) 日程第28 報告第1号平成21年度七戸町土地開発公社予算についてを議題とします。

これより、質疑に入ります。

予算全般にわたり発言を許します。

8番。

○8番(三上正二君) ちょっと教えてもらいたい。

というのは、この予算そのものはいいのですけれども、今までであれば土地開発公社が副町長の形だったのですけれども、当然辞職していますのでこういうふうになったと思ひ

ますけれども、例えば町長が空席になり、また副町長も空席になりという形になったときに、順番があると思うのですよ。総務課長なり順番で、その形はどのようなふうになっているのでしょうか。それを教えてください。

○議長（田中正樹君） 総務課長。

○総務課長（塚尾義春君） 土地開発公社の予算は、これには関連なくて、その次に総務課長という順番になっております。職務代理者としてのことであれば、町長不在のときは副町長、副町長が不在のときは総務課長というような順番になると思いますので。

○議長（田中正樹君） よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 質疑ありませんので、質疑を終結します。

以上で、報告第1号平成21年度七戸町土地開発公社予算についての報告を終わります。

○日程第29 陳情第1号及び日程第30 発議第1号

○議長（田中正樹君） 日程第29 陳情第1号国外で作製された歯科医療用補てつ物の取り扱いに関する意見書採択を求める陳情書及び日程第30 発議第1号国外で作製された歯科医療用補てつ物の取り扱いに関する意見書（案）の提出についての2件を一括議題とします。

なお、受理した陳情書はお手元に配付した陳情文書表のとおりです。

お諮りします。

本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議がありませんので、本件2件については、提出者の説明、質疑、討論を省略することに決定しました。

これより、本案2件について採決します。

請願第1号は採択とし、発議第1号は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（田中正樹君） 御異議なしと認めます。

したがいまして、陳情第1号国外で作製された歯科医療用補てつ物の取り扱いに関する意見書採択を求める陳情書については採択とし、発議第1号国外で作製された歯科医療用補てつ物の取り扱いに関する意見書（案）の提出については、原案のとおり可決されました。

○閉会宣告

○議長（田中正樹君） 以上で、今期定例会に付議された事件はすべて議了いたしました。

た。

これをもって、平成21年第1回七戸町議会定例会を閉会します。

御苦労さまでした。

閉会 午後 0時18分

以上の会議録は、事務局長小林広一の記載したものであるが、内容に相違ないことを証明するため、ここに署名する。

平成21年3月13日

上北郡七戸町議会議長 田中正樹

議員 原子孝

議員 川村三十三